いまかね町政だより

發行所　今金町役場
發行人　今金町長　由藏房藏
編集人　今金町議會事務局長　小西恒藏
印刷所　今金町　戸澤印刷所

追加更正予算議決

保育所條例も制定

町議會のお知らせ（二二回）

第二十二回臨時町議會は八月五日午前十時から役場會議室で開催、昭和二十八年度歳入歳出追加更正予算（第二回）について、今金町保育所設置條令制定についての二件を審議いたしました。

議案第一號昭和二十八年度追加更正予算（第二回）は、既定予算額七三、七四四、七〇〇円に對し二、五一一、七六六円の增で、合計は七六、二五六、四六六円となりました。

◎歳入　町税七二、九七六円增　内譯は

△町民税四三、〇〇〇圓追加　固定資產税四〇一、六三〇円減　自轉車税一五、五〇〇円追加　荷車税二七、一〇〇円追加

△公營企業及財產收入では町有宅地賃拂代金一二九、〇〇〇円增

△國庫支出金では九四六、〇〇〇円の減で公營住宅費補助一、〇二〇、〇〇〇円減　保育所運營費補助七四、〇〇〇円增

△道支出金九、二〇〇円增で、これは保育所の運營費補助次に

△寄附金で四六一、五九六円の增は一般寄附三八三、五九四　消防費指定寄附三三、〇〇〇圓の增

△繰收入八五、〇〇〇円の增は保育所の保育料收入で次に町債の二、七〇〇、〇〇〇円の增は六、三一八千円追加の外、一八千円追加　消防費、一八千円追加　消防費　團員地下足袋給與費四八千円、井戸式消火栓新設費一〇〇千円追加

△土木費四〇四千九百円の增　道路維持修繕費三六一千三百円の減で工事請負費が一、〇四〇千円の減でこの内でトラックの購入費を見込んでおります。他都市計画の事業費負担金七六六千円の增

その他

△教育費一、一九千二九六円の增　教育委員會費七七、九〇〇円　高等學校道立移管費一、〇八一千二〇九円の增　教育諸費三九千八一三円の減

△社會及勞働施設費一、二一七千八〇円の減　兒童福祉費一六七千九二〇円增　住宅費一、三八五千円の減で今年の公營住宅の建設戸數が當初二十戸の予定のところ、十五戸に決定したのでその分の減額分

△保健衛生費一、二八二千円の增　隔離病舍修繕費四五千円增　保健衛生費二五千円　屠場費一二千円、種川、田代、金原火葬場新設費一、〇〇〇千圓增

△產業經濟費三四七、六五〇圓增　土地改良費一八七千六五〇圓　勸業諸費一六〇千圓增

△地方振興費　種川校改築落成式費用負担金二〇千圓增

△諸支出金三八九千圓增

議案第二號今金町立保育所設置條令制定について　今年五月一日から發足した保育所についてその大綱を條令で制定したものであります。

☆花石部落に☆

道立開拓診療所を

急速實現方請願

花石に道立開拓診療所を設置されるようこのたび、知事、道議會へ請願いたしました。

花石を中心とする美利河花石、中里部落は戸數三百戸、人口一、七一七人で内入殖者は二十二戸、人口百二十五人を算え更に今後も開拓者を四十戸入殖させる計画になっておりますが、何分交通の便に惠まれず、一七千八〇円の減　兒童美利河部落では驛まで最長十粁、花石で四粁、中里で六粁もあり然かも急病の場合はこれらの病人を担架等にて驛まで運び更に汽車で今金まで來なければならない關係上、住民の不安と不便は實に深刻でこのまゝ何等の措置も講じられないときは、地方產業の進展を著しく阻害するおそれがあるので、前記のように花石に道立開拓診療所を設置されるよう請願したもので、これが實現のあかつきは、關係住民に與える福利は極めて大きなものがあり一日も早くその實現を期待されているものであります。

一日十圓を貯金しましょう

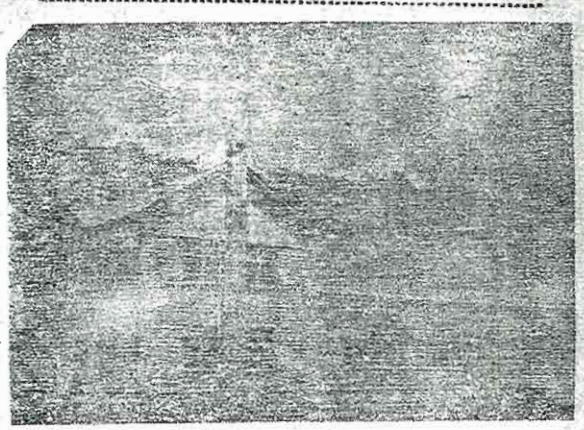
1日10圓.1ケ月300圓を貯金したら?

1年目　3,658圓　　3年目　11,314圓
5年目　19,442圓　　10年目　42,020圓

以上のような額になります。家庭の幸福のために
國力の培養のために、今日から實行致しましょう。

今　金　町

公民館だより



今金町公民館長　森山安一

一体世の中は、どうなるんだろうか？困ったものだなんとかせねば！！よしこのどさくさに、と言つて終戦當時の所謂混乱たる時代にデビューした新しい社會教育館の在り方の一つに公民館があつたDDTとPTAや、公民館と公會堂が混同につつも、各地にあつた公會堂が次々に青年クラブの看板に變り、森の石松、三度笠のアプレ青年達をよそに直を求める堅實な老人の集い讀書グループが日毎に數を減して讀書慾、研究慾が鄕土課題の解決へと大き く飛躍し婦人會青年團、壯年層、一般町民と結びつき求める場所は青空公民館から移動公民館へ、そして更に今回公民館建設が町理事者及町議會の熱誠ある理解によつてこゝに檜山郡一の廣大なそして立派な公民館が完成したのであります。

近日各方面において社會教育のセンターとして出現した公民館の示める位置が重要であることは申までもないが、地域社會建設のための、社會教育活動には種々なる問題が對象として上つてくる。先づ青年道義の問題、婦人の生活樣式の改善、子供會の問題、政治意義の高揚等此の中には、あまりに問題が多く、こうした事をいろいろな方法で又それぞれの立場を生かしつゝ公民館の施設とプログラムによつて具体策を見出し町民のそれぞれの家庭へ個々の生活へ、實習へ、普及し、其の結果を公民館の施設に再び歸納し更に一歩前進させて今金の町づくり村づくりにまで發展して行くのが本來の使命であると考え、其の地域のあらゆる團体あらゆる問題を解決するために努力するのが公民館の示す役割と思う。

そこでこれから今金町公民館の事業計画を條例や規則を公開し、皆樣の協力を御願する次第であります。

◎今金町公民館使用規則

第一條　今金町公民館は演劇興業その他單に營利を目的とするもの、又教育長（館長）において適當でないと認められるものを除き誰にでも使用せしむることを原則とする

第二條　公民館を使用しようとする者は左記事項を記入した書面を提出して教育長（館長）の許可をうけなければならない

一、使用日時
二、使用する室又は設備その他の物件名
三、使用目的
四、參集予定人員
五、會合者一人當りの入場料又會費等の金額
六、電燈及び電力使用の有無
七、暖房用燃料供給希望の有無
八、使用者の住所氏名及び職業
九、連絡責任者氏名

第三條　公民館の開閉時限は午前八時から午後十時までとする。但し教育長（館長）が認めたときは時限を變える事が出來る

第四條　官公廳使用以外の電燈料電力料は實費を徴收する。但し公共の利益を目的とし公開する場合は館長の認定で減免することが出來る

第五條　公民館使用者は左の各項を嚴守しなければならない

一、公民館の內外に釘を打ち又は紙を貼つてはならない
二、土足のまゝ昇降しないこと
三、きたない素足で昇降しないこと
四、壁面の吸殻を投げすてないこと
五、電燈以外の燈火（あかり）をつけないこと
六、勝手に各部屋に入らないこと
七、電燈使用の場合は前以つて館長の許可を得ること
八、公民館の內外に工作物を設け又は特殊な裝備を施す場合は館長の許可を得ること
九、使用後は火氣を取締り清掃を消式しこれを指定した場所において き各室は清潔に掃除したと係の檢分をうけ引續くこと

第六條　公民館使用中猥物破損及び備品花竹を損じたり紛失した時は使用者は館長の指示に從い現狀回復又は損害賠償の責を負うものとすること

第七條　使用者は公民館の維持管理に必要な館長の指示に從わなければならない

第八條　館長の許可を待ないで使用目的を變更した場合は使用許可を取消すことが出來る

◎附　則

本規則は公布の日からこれを實施する

◎今金町公民館運營計畫

一、運營基本方針

今金町公民館は

町民の
- 教養
- 文化
- 娯樂
- 産業
- 厚生

等のすべてを向上し振興し討議し研究する場所であります

二、昭和二十八年度重点目標

1 今金町社會教育一般方針を普及徹底させ公民館の在り方を知らせる

2 今金町綜合教育の樹立を圖ると共に各種公民館協力團体との緊密化

3 館內外美化清掃

4 施設並びに教具及び館內備品の整備

5 町民の實生活に即した各種催しの開催

6 運營審議會委員の各部計画實踐

7 公民館運動の周知徹底を期す弘報活動の活潑化

8 新生活運動の推進展開

9 各部サークル（趣味と教養の希望學級）編成

10 社會教育行事計画との連けいを保つ

11 分館の設置並びに分館活動の促進

三、各部担當について

（1）体育厚生部
九山九內（今金体育協會長）
田部（植川中學校長）

（2）文化部
女屋一夫（今金文化協會代表）
市原達夫（今金高等學校長）

（3）産業部
曾我井定一（町議會議員代表）
內藤重藏（今金町連合PTA會長）
今金商工會頭

（4）婦人部
野本ジツ（民生委員代表）
清水キン（婦人會長）

（5）青年部
柳太（學識經驗者）
山本鶴雄（今金連合青年團團長）

（6）庶務部
事務局（職員）
館長　森山安一

全般企画に關する事項

主事　瀬戸庄次郎

講座に關する事項

各部連絡情報に關する事項

書記　笠原壯一

庶務會計に關する事項

書記　吉田昌清

集會施設運營に關する事項

館報編集出版に關する事項

事務員　市原美智子

調査並に統計調査に關する事項

事務員　內藤友視聽覚教育に關する事項

分館長　若干名

（各部落區分館事務の統轄）

◎「公民館條例の一部お知らせ」

午前　午後　夜間　一日

一、午前とは四月一日から十月三十一日までは午前八時から正午まで十一月一日から三月三十一日までは午前九時から正午まで夜間とは午后五時から午后十時までとする一日とは午前午后及び夜間を通じて使用する場合とする

二、午前と午后又は午后と夜間を通じた使用料は各々の合算額とする

三、電燈料及び電力料は別に實費を徴收する

暖房用燃料を供給した場合はその實費を徴收する

講座　五百圓　五百圓千圓千五百圓

會議室　百圓　百圓二百圓　三百圓

日本間・會議室　百圓二百圓四百圓六百圓